

～消費者注意情報～

「無料点検」のはずが高額な工事契約に？ ～点検で不具合が見つかったと契約させる手口にご注意ください。～

(令和3年10月22日)

相談事例1

別居している高齢の父が、以前防虫駆除でお世話になった会社だと名乗る事業者に「家を無料で点検する」と言われ、訪問を許可してしまった。点検が終わったところで、「床下の補強工事をしないと災害などで床が沈んでしまう」などと言われ、その日のうちに工事契約をしてしまった。契約書を見ると、床下の消毒と補強工事と書いてあり、作業は2日間、金額は25万円となっている。本当に必要な工事かわからないので事業者に連絡し、クーリング・オフしたいと口頭で伝えたら、「書面は出す必要ない。渡した契約書を引き取りに何う。」と言われたが、訪問してほしくない。どうしたらよいか。(当事者 80歳代、男性)

相談事例2

2日前、独居の母の家に突然、「ガスの無料点検です。」と事業者の訪問があり、母が家に通したところ、「床下をチェックしないとどのような状況か判断できない。」と言われ、点検を承諾したらしい。事業者から「床下のカビがひどくひび割れがあるので、至急修理が必要」と写真を見せられたが、母は今工事をする気はないと断った。しかし1時間以上も工事の勧誘をされて、断っても帰ってもらえなかったため、30万円の床下修理の契約してしまっ。解約することはできないか。(当事者 80歳代、女性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ 「無料点検」等を口実にした訪問販売が増えています。**

「近くで工事をしていて屋根が壊れているのが見えた」
「無料でシロアリ等の床下点検をする」などと、突然、来訪された事業者から、家の無料点検などを口実に、工事の契約を勧められたという相談が増加しています。

相談の当事者の多くは、60歳以上の高齢者となっています。

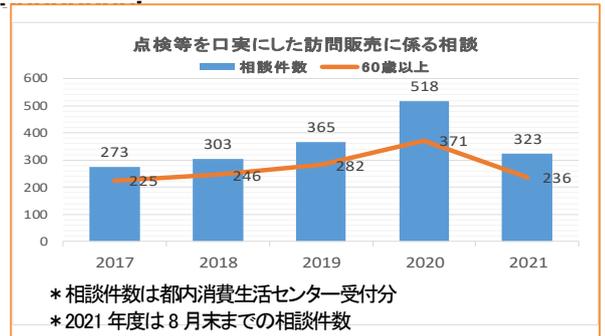
★ 不安をあおって契約を勧める事業者には注意が必要です。

「このままでは雨漏りする」「放っておくと地震で床下が崩れてしまう」「すぐに工事が必要」などと事業者が不安をあおって契約を急がせる場合は注意が必要です。特に屋根や床下等自分で確認することが難しい場所は、判断が困難です。急かされても、その場ですぐに契約せず、家族や身近な人に相談したり、複数の事業者から見積もりを取るなど、慎重に検討しましょう。いざという時に慌てないように、日頃から信用できる事業者を調べておくことも大切です。

日中に在宅している高齢者が被害にあいやすい傾向にあります。トラブルの未然防止・早期発見のためには、周囲の方の見守りや声掛けが必要です。不審な契約書等に気づいたら、すぐに本人に事情を確認しましょう。

★ 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフできます。困ったときは消費生活センターに相談を！

訪問販売による契約は、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフができます。また、8日間を過ぎていても解約できる場合もあります。契約に不安を感じたり、解約時にトラブルになったりした場合には、一人で悩まず最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。



東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)
お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。